

平成21年度不法投棄未然防止事業協力評価報告書

(平成22年度事業への継続; 有(無))

平成22年12月17日

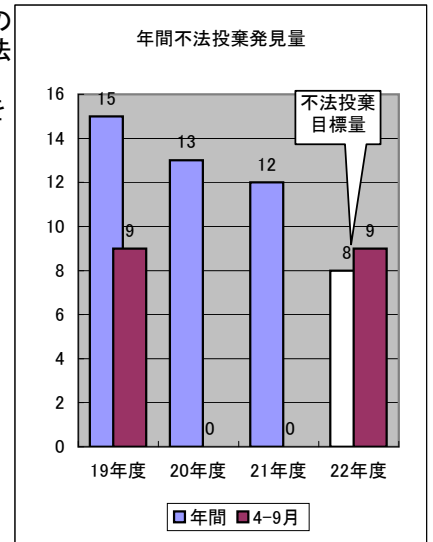
第三者委員会

No.41		都道府県名: 沖縄県			市町村等名: 伊平屋村		
対象地域: 伊平屋村全域				世帯数 [※] : 582世帯		人口数 [※] : 1,547人	
防止事業				引渡事業			
実施期間	平成21年4月1日 ~ 平成22年1月31日			実施期間	平成21年9月1日 ~ 平成21年9月30日		
内容	・不法投棄防止看板の設置			不法投棄された特定家庭用機器廃棄物の回収・輸送方法	・委託業者が、クリーンセンターや役場に運び保管後、指定取引場所へ運搬。		
	エアコン	ブラウン管式テレビ	液晶式及びプラズマ式テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機	合計	
引渡事業の実績(台)	0	5	0	5	5	15	
	防止事業			引渡事業		合計	
	防止項目			小計	撤去等費用	再商品化等料金	合計
	設備費	労務費	その他経費				
事業に要した金額(千円)	153	0	0	(153)	143	48	(344)
交付した助成金額(千円)	77	0	0	(77)	132	28	(237)

※: 世帯数及び人口は、平成17年国勢調査

I. 事業協力の評価

伊平野村が平成21年度応募申請書に記載した対象地域における平成19年度の不法投棄発見量(15台)に対する平成22年度の目標削減率は46.7%(年間不法投棄目標量で8台)であった。年間不法投棄発見量の年間推移をそれぞれの年度で4月から9月までの半期で見ると平成22年度では既に年間の不法投棄目標量を1台上回っており、上記の年間目標削減率を達成できない。



II. 市町村の責務の遂行状況の評価 (推奨すべき点を含む)

- 1) 覚書記載のB対象期間に引渡事業を実施しなかったため、9月30日に同期間を変更する覚書を締結し、10月に同事業を実施した。
- 2) 7~8月に計画した看板設置は12月に実施され、防止事業の実施が引渡事業実施期間より遅れたことにより相乗効果の観点から不適切な日程管理であると認められる。
- 3) 伊平屋村の責務に関しては、I. 及びII. 1)と2)を除き適切に遂行されているものと認められる。